

生涯現役・介護の仕事理解促進事業啓発動画・機材貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団（以下「財団」という。）が佐賀県生涯現役・介護の仕事理解促進事業において制作した啓発動画及び購入した映像機器の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出物品は、次の表に掲げる番号のものとする。

番号	品名	内訳	メーカー・形式	単位	数量
1	DVD	デジタルデータの記録媒体 (セカンドキャリアで活躍するシニア世代)	放映時間 10 分程度 2 話	枚	10
2	映像装置	液晶テレビリモコン付き	FUNAI 32 型 FL32H1010	台	1
		DVD プレーヤー	SONY BDPS1500	台	1
		HDMI ケーブル	ELECOM DHHD14EA20BK (2m)	本	1

2 貸出単位は、番号1は1枚、番号2は映像装置の一式とする。

3 貸出物品の保管場所は、次の財団事務局とする。

〒840-0804 佐賀市神野東二丁目6番1号 佐賀県在宅生活サポートセンター2階

(貸出の対象)

第3条 貸出の対象は、原則として県内の市町が設置した公民館又はコミュニティセンター及び自治公民館並びに市町の老人クラブ連合会及び単位老人クラブとする。ただし、事務局長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、物品を貸出さないものとする。

- (1) 営利又は営業活動に利用するおそれがあると認められる場合
- (2) 宗教活動若しくは政治活動に利用するおそれがあると認められる場合
- (3) その他事務局長が貸出しに不相当と判断した場合

(貸出期間)

第5条 物品の貸出期間は5日以内とする。ただし、事務局長が必要と認めるときは、7日間を限度としてその期間を延長することができる。

(利用料)

第6条 物品は無料で貸出すものとする。ただし、借受又は返却に要する経費は借受人の負

担とする。

(貸出申請)

第7条 物品の貸出を受けようとする者(以下「借受人」という。)は、「物品借受申込書(様式第1号)」を事務局長あて提出しなければならない。

2 前項の申込は使用日の5日前までに行うものとする。

(貸出)

第8条 事務局長は、物品借受申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、貸出の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により貸出を決定した場合は、事務局長は借受人に物品を貸出すものとする。

3 借受人は、前項の貸出決定の通知を受けた場合は財団事務局まで物品の借受けに出向くことを原則とする。ただし、DVDのみを借受ける場合は郵送を認めるものとし、その取扱いは別に定めるものとする。

4 映像機器の貸出に関しては、宅配便での搬送は認めないものとする。

(返却)

第9条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局長へ物品を速やかに返却しなければならない。

- (1) 貸付期間を終了したとき
- (2) 物品の利用を中止したとき
- (3) 物品を損傷したとき

2 物品を返却するときは、借受人は事務局長の点検を受けなければならない。

3 DVDのみを返却する場合は郵送を認めるものとし、その取扱いは別に定めるものとする。

4 映像機器の返却に関しては、宅配便での搬送は認めないものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、貸出を受ける権利を他人に譲渡し、又は貸出しを受けた物品を他人に転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 借受人は、貸出物品を亡失又は損傷したときは、同一の物品又はこれに相当する代価を弁償しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する